

議会報告会・意見交換会報告書 -Fax、E-Mailなどでいただいたご意見-

※2015年11月度分(11月10日～30日)に頂いたご意見へのご回答

主なご意見・ご提言～議会編～

NO	ご意見・ご提言	ご回答	担当
1	一般質問で、内容そのものは理解できるが、要望にしか受け止められない質問があるが、要望だけでいいのか。 質問する事が意義ではない。実現したい内容の質問でなければ、結果がついてこない。議員も、方法・メリット・利益(数値で)等、ある程度調べ質問した方がよい。今までに、質問内容で実現したものは何なのか。	一般質問とは、市の一般事務について、執行機関に対し所見を求め、疑義をたずねることであります。この際、市政の現状を鑑み、対案の提示や政策提言を行うこともあります。一般質問の大きな目的は、市政に関する論点や争点を浮き彫りにし、市の政策水準を向上させることにあり、これがご指摘の「意義」にも当たると考えております。政策提言等は、その目的達成のための過程において、手段の一つとしてなされるものであり、それ自体が究極の目的ではないと考えております。	議会
2	質問していない議員もいるがなぜなのか。 特例で許されているのか。	一般質問するかどうかは議員の任意であります。ただし、議長、副議長は議事進行に専念するため、一般質問は避ける通例となっております。また監査担当の議員につきましても、一般質問は避ける通例ですが、監査時に一般質問の目的と同じ執行内容のチェック、及びより良い施策の提言などを行います。また、一般質問以外でも各委員会としての活動などを通じ、政策提言に結び付けております。	議会
3	議会開催中に、全員参加である旨の定義付けはあるのか。 欠席した際、議会としての対応を教えてください。 なお、4月から議会欠席者の名前・理由を市議会だよりに掲載して頂きたい。市民として知る権利あり。	議員の職務として本会議優先の定義はございますが、欠席の際の議会としての対応は、最終判断は議員個人に任せざるを得ない状況であることをご理解ください。 議会欠席者の名前・理由の掲載ですが、情報公開を原則としておりますので、議会だより、もしくはホームページなどで議決状況のまとめとともに掲載させていただきます。	議会
4	議員は、自分の職権を利用せず・利便性を捨て・いつわりの無い、また、聞く事だけでなく、実際に目で確認致し、市民の代表である組織人として、ぶれない心で、再度CS第一と考え改善・改革をおこない、実現性のある政治をして頂きたい。 ついては、議員に関する定義付けまたは条例を市議会だよりに掲載して頂きたい。市民として、是非知りたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 議会の職権、職能については「矢板市議会基本条例」 http://www1.g-reiki.net/yaita/reiki_honbun/e112RG00000764.html 議員の倫理については、「矢板市議会議員の倫理に関する条例」 http://www1.g-reiki.net/yaita/reiki_honbun/e112RG00000478.html としてまとめております。 市議会だより掲載のご希望ですが、現状では紙幅の関係上、全文の掲載は難しく、上記にてご紹介のホームページをご覧いただけますようお願いいたします。	議会
5	議会のあるべき姿が見えない中、議会基本条例の制定との事であるが、なぜ、今頃なのか。議会運営何十年もの歴史がありますが、定義付けのないまま、議会運営してきたのか？条例の中で一言も、前条例との文言が入っていないという事は、やはり制定前は、〇〇条例等はなかったと推察される。創らなければならなかった理由、及び経緯を教えてください。	議会の組織や運営については、地方自治法に必要な規定が置かれており、これまでの議会は、この地方自治法の規定のほか、矢板市議会規則、矢板市議会委員会条例等を根拠として運営を行ってきました。 しかし、地方自治法においては、住民参加に関する規定や、議会による政策形成に関する規定等が必ずしも十分とは言えない側面があり、議会としての政策立案や監視の機能を充実させることも重要な課題でした。 そこで、これらに関する事項を、矢板市議会として包括的に定めるために、議会の組織及び運営の基本的な事項を定め、今後の更なる議会改革を進めるための根拠となる議会の最高規範として、矢板市議会基本条例を定めました。 平成27年4月に条例が施行され、条例に謳う理念を具現化すべく、更なる改革を進めているところで、条例前文に謳っておりますとおり、市民皆さまの負託に応え、多様な意見を反映しうる合議体としての議会を実現し、市民福祉の向上と市勢の伸展に向け、努力を重ねているところであります。今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	議会
6	先の統一地方選挙後、6か月が経過したが、選挙公約の議員報酬30%カットはどうなっているのか。選挙公約で当選された方も多数おられるが、未だに見えてこない。出来なければ、議会だよりを利用し(または意見交換時)、出来ない旨の説明をおこなうべきである。出来なければ、自分で判断致し決断すべきである。市民に嘘をついてはいけぬ。早急の実行をお願いする。	現時点では、矢板市議会として報酬についての議論はございません。いただきました内容につきましては、ほかの選挙公約含め、各議員の判断に一任されていることをご理解ください。	議会
7	再度、議会だよりに掲載各議員の履歴掲載をお願いする。	各議員の履歴は下記ホームページにご紹介させていただいておりますので、ご確認ください。 矢板市議会ホームページ http://www.city.yaita.tochigi.jp/site/gikai/gikai00005.html	議会

8	長年議員をしていると、中身が分かり、マンネリ化、透明性が失われ、表現が悪いが、ズルさを覚える。大きな気持ちを持って、若い世代の行動力・発想力・実現性に期待しては、いかがか。固定概念を捨て定年制の実現をお願いしたい。	貴重なご意見ありがとうございます。ご意見として承ります。	議会
9	政務活動費の使用項目を、その多くに使用されている研修研究費、調査旅費、資料購入費に限定して有効活用をはかってはどうか。	貴重なご意見ありがとうございます。ご意見として承ります。	議会
10	議会基本条例を効果あるようにするために各条を活かすための具体的実施策があると推察する。どのような実施要綱があるのか？ 例えば、他自治体であるように、第11条の議員間討議では「自由討議実施要綱」、第13条の議員の研修では、「議員研修要綱」などのような要綱を策定すべきではないか。	貴重なご意見ありがとうございます。ご意見として承ります。	議会
11	議員として、組織人として、地域の生の声を聞き、問題点の摘出・改善・改革を施し、無駄・無理・ムラの排除を致し、多数の成果が出ている事と推察されるが、未だ見えてこない。情報は入っていないのか？何故入らないのか？入っていないのであれば、議会として何をすべきか？どうあるべきか？等の検討は議員全員参加のもとでおこなっているのか？ 但し、「議会報告会・意見交換会」は除く。	貴重なご意見ありがとうございます。議会の職責、職能を知っていただくために広報広聴の機能を充実させてまいります。その一環として「議会報告会・意見交換会」を実施し、さらに今後もニーズを吸い上げ、具現化のサポートをすべく様々な施策から広報広聴の機能強化を進めてまいります。	議会
12	レベルの高い議員の役目・役割を創出するためには、現在どの様な活動をしているのか。	委員会などでの視察研修、各種の議員研修など議会として取り組んでいるものから、議員個人での研修や勉強会への参加などを通じ、研鑽をしております。また、日ごろの議員活動、定期的な議会活動の充実こそがレベルを上げることに繋がりますので、それらを重視しております。	議会
13	議員となった理由・目的を教えてください。	理由・目的は各議員が選挙の時にお伝えさせていただいている政策の具現化ではありますが、共通するのは「矢板市勢の発展」「住民福祉の向上」だと認識しております。	議会
14	議員は、毎日どの様な気持ちで議員としての職務に当たっているのか？	職務へのスタンスは各議員で異なるかとは思いますが、ただし、共通するのは「矢板市勢の発展」「住民福祉の向上」だと認識しております。	議会
15	議員は市長等執行監視との事であるが、「等」とはどの範囲なのか？また、議員の執行監視・行動監視・言語監視等は、誰がおこなうのか？やはり、誰かが議員を監視する必要があるのではないか？ 今までがこうだからの、固定概念は取り払うべきで、現在にマッチした定義付け、条例が必要ではないか？	貴重なご意見ありがとうございます。まず、前段のご質問にお答えいたします。 議会の活動原則を定める矢板市議会基本条例第2条において、活動原則の一つとして「市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政運営が適切に行われているか監視し、及び評価すること」を規定しております。この規定の中で「市長その他の執行機関」を「市長等」と略しており、教育委員会など矢板市政の運営を管理執行する理事等を指しております。 後半のご質問へのご回答としては、議会、議員の監視は、市民の皆さま各位にゆだねられております。日頃の各議員活動のチェック、議会傍聴、「議会報告会・意見交換会」のご参加などを通じまして、ご判断いただきますようお願いいたします。	議会

2015年12月10日

以上のとおり、報告致します。

矢板市議会議長 中村久信